

○国土交通省告示第五百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定に基づき、建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件

建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成元年建設省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のように定める。ただし、第一号又は第四号の規定による認定の有効期間は、五年とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 第一号又は前号の規定による認定（建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件（令和五年国土交通省告示第五百二十一号）附則第二項の規定による廃止前の平成七年建設省告示第千三百号の規定により行われた当該認定の更新を含む。以下同じ。）の有効期間の満了の日までに建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習（以下「<u>監理技術者講習</u>」という。）を受講し、その後も継続して、直前に受講した監理技術者講習の有効期間（監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年の期間をいう。以下同じ。）が満了する前に監理技術者講習を受講している者であつて、最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していない者。</p> <p>六 第一号又は第四号の規定による認定が有効期間の満了により効力を失つた者のうち、当該認定の有効期間の満了の日（やむを得ない理由のため当該認定の更新を受けることができなかった者にあつては、当該事情がやんだ日）の翌日から起算して六月を経過しない日までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して、直前に受講した監理技術者講習の有効期間が満了する前に監理技術者講習を受講している者であつて、最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していない者。</p> <p>七 監理技術者講習の有効期間が満了したことにより第五号、前号又はこの号に該当しなくなった者のうち、当該監理技術者講習の有効期間の満了の日（やむを得ない理由のため監理技術者講習を受講す</p>	<p>建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のように定める。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 其の受けたこの告示（第二号及び第三号を除く。）の規定による認定（その更新を含む。）が有効期間（附則第二項に規定する有効期間をいう。）の満了により効力を失つた者で、当該認定の有効期間の満了の日（やむを得ない理由のため、当該認定の更新を受けることができなかった者にあつては、当該事情がやんだ日）の翌日から起算して六月を経過しない日までに建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習を受講したもののうち、国土交通大臣が建設業法第十五条第二号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めるもの。</p> <p>（新設）</p>

ることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）の翌日から起算して六月を経過しない日までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して、直前に受講した監理技術者講習の有効期間が満了する前に監理技術者講習を受講している者であつて、最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していない者。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 本則（第二号及び第三号を除く。）の規定による認定の有効期間は

次の各号に掲げる認定の区分に応じ当該各号に定める期間とし、更新は別に国土交通大臣が定めるところにより行う。

一 本則第一号又は第四号の規定による認定 五年

二 本則第五号の規定による認定 当該認定の日から有効期間（この項に規定する有効期間をいう。以下同じ。）の満了により効力を失う前の本則（第二号及び第三号を除く。）の規定による認定（その更新を含む。）の有効期間の満了の日から起算して五年を経過した日まで

附 則

- 1 この告示は、令和五年七月一日から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第千三百号は、廃止する。